

伊予市役所 ☎982-1111(代)

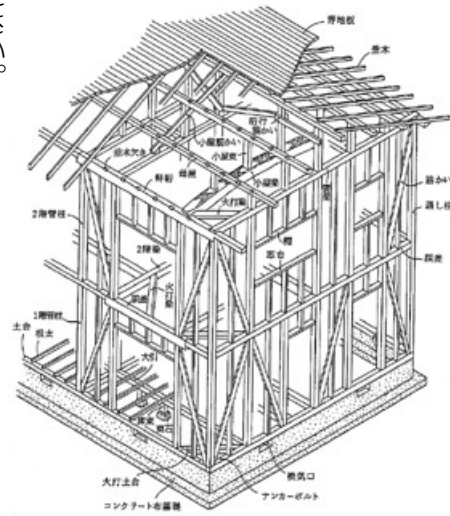
中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

木造住宅の耐震診断の費用を補助します

都市建設課 (内線 589)

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、建物の倒壊によって多くの被害がありました。

伊予市でも将来起きると言われている南海地震に備え、災害に強いまちづくりの一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、その費用の一部を補助する制度があります。この機会にぜひご利用ください。



▲一般的な木造住宅の軸組

- 対象となる木造住宅
 - 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの是对象外)
 - 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
 - 併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの

■補助対象者

対象となる住宅の所有者

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務

所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」にもとづき実施する耐震診断

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、最高2万円を限度に補助

■受付戸数

30戸分

■受付期間

9月1日(木)から10月31日(月)まで

※都市建設課窓口で事前相談を受けて付けています。希望される方は、住宅の建築年度や構造がわかる資料(確認通知書の写し、建築物の登記簿等)を持参してください。

10月25日(火)締め切り
残りわずか! 『浄化槽設置補助金交付制度』

市民生活課 (内線 535)

これ以上、海・川・池を汚さず、魚たちが泳いでいたような環境をよみがえらせるためには、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽が有効です。

伊予市では、このために浄化槽本体工事費に対する補助金を交付する制度を実施しています。新たに浄化槽を設置される方(設置替え含む)は、ぜひこの制度をご利用ください。

■補助対象区域

下水道等(公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽市町村整備推進事業を含む)の整備計画のない区域、また、下水道整備長期計画区域内で整備に相当の期間を要する区域が対象です。

- 八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷、本郡、森、中村、三秋、平岡、鶴崎、双海町の全域
- 下吾川、米湊、上吾川、三島、尾崎、稲荷、市場の一部を除く区域

※中山地区の公共下水道、農業集落排水施設整備計画区域以外の方は、浄化槽市町村整備推進事業(浄化槽の設置工事から設置後の維持管理まで市で実施)をご利用いただけます。詳細は、中山地域事務所市

民生活課へお問い合わせください。

■補助を受ける条件

○市内に住居登録がある方。又は浄化槽を設置後速やかに住民登録ができること

○主に住居の用に供する建物、又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

○建築基準法、浄化槽法その他の規程にもとづく浄化槽の設置確認等を得ていること

○浄化槽工事が未着工の場合で、浄化槽設置計画・設置書の日付が平成16年4月1日以降であること

○地方税等を完納していること。
※浄化槽工事がすでに完了し、保健所へ浄化槽設置完了届が提出されている場合は、補助金申請ができません。

■補助金額

- 5人槽 354,000円
- 6〜7人槽 411,000円
- 8〜10人槽 519,000円



日本に住む一人一人が、
この国の明日を担ってる

10月1日は、国勢調査。

今年は5年に一度の国勢調査の年。いまの日本を知る上で、大切なこの調査は、雇用や福祉、街づくりなど身近なところでお役に立ちます。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

調査票の配布

9月下旬から調査員が皆様のお宅に調査票を配ります。

調査票の記入

10月1日現在の皆さんの状況をご記入ください。

調査票の回収

10月10日までに再び調査員が調査票を受け取りにお伺いします。

集計・公表

12月下旬から人口・世帯数の速報値、「高齢者世帯の状況」や「労働力状態、産業別構成」などを順次集計・公表していきます。

まちづくりなどの資料として活用

調査票は溶かして再生紙に

集計後、調査票は溶かして再生紙にします。

国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

■お問い合わせ 企画情報課(内線588)へ。

介護予防住宅改修事業についてのお知らせ

福祉課(内線553)

高齢者が家庭内で転倒事故を起こさないよう、また高齢者が自立して生活できるよう住宅改修をする場合に、県と市で経費の一部を補助する「介護予防住宅改修事業」を実施しています。

補助対象となるのは、65歳以上の方がお住まいの住宅を改修しようとする場合で、対象となる工事は手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り替え、引き戸の扉への取り替えなどです。

補助対象となるのは、工事費の

うち20万円を限度として、県と市がそれぞれ3分の1ずつ負担し、残りの3分の1は自己負担となります。

ただし、前年の所得税が非課税世帯(同居を含む)に属する方に限定され、ほかの住宅改修にかかるとる公的補助を受けられる方や、要介護認定で要支援、要介護に認定された方で、介護保険の住宅改修を利用されていない方は利用できません。



2006年(平成18年)版

えひめ県民手帳 予約のご案内

※写真は
2005年版です

最新の統計情報をコンパクトに収納!

日記編・資料編・住所録3分冊のカバー差し込み式です。サイズは使いやすいタテ150mm×ヨコ80mm。あなたも1冊いかがですか!

■価格 1冊500円

■発行予定 12月上旬

■申込締切日 10月14日(金)

■申し込み

本庁地区—お住まいの地区の広報委員さん又は企画情報課(内線588)へ。

中山地区—中山地域事務所総務調整課(☎967-1111)へ。

双海地区—お住まいの地区の広報区長さん又は双海地域事務所総務調整課(☎986-1113)へ。

短期人間ドックの助成を行います

健康保険課（内線555・558）

伊予市国民健康保険に加入している方を対象に、短期人間ドックの費用を助成します。気になることがある方はもちろん、健康に自信のある方もぜひ受診してみてください。

■対象者

伊予市国民健康保険に加入している方で、次の要件のすべてに該当する方

- ① 加入期間が1年以上で、40歳以上、73歳未満の方（老人保健に該当していない方）
- ② 申請時に入院していない方
- ③ 国民健康保険税を完納している世帯の方

はり・きゅう施術の助成を行います

伊予市国民健康保険に加入している方を対象に、はり・きゅう施術の助成をします。健康管理を目的とした保健事業です。市に登録している施術所で受けてください。

■助成を受けることができる施術所

藤岡針灸治療院、福岡治療院、久保治療院、松本総合治療院、高橋針灸治療院、吉田針灸治療院、利岡針灸治療院、とりの木鍼灸院

④ 今年度、この助成を受けていない方

■助成金額

検診にかかった費用の7割（26,600円を上限とする）

■申請の流れ

- ① あなたの希望する医療機関等でドックの予約をする
- ② 受診までに、市役所窓口でドック受診申込書に記入（印鑑、保険証を持参）
- ③ ドックを受け、費用を支払う
- ④ 市役所窓口で助成金の申請（領収書、印鑑、世帯主が持つ口座番号が分かるものが必要）
- ⑤ 指定した口座へ助成金が振り込まれる

■施術所へ持っていくもの

国民健康保険証、印鑑

■助成割合

施術の7割を助成（残り3割分は施術所で支払ってください）

■助成の限度

1人につき、1日1回、1月に15日が助成の限度です。

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
9	3(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	4(日)	(有)ハヤ設備工業	上吾川 983-0398
	10(土)	未来設備	尾崎 983-5282
	11(日)	(株)伊予設備	米湊 983-4613
	17(土)	岩井水道工業所	大平 983-3066
	18(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	19(月)	(株)ギケン	稲荷 983-5576
	23(金)	功栄設備	中村 982-5888
	24(土)	K. シマダ	下吾川 983-6553
10	25(日)	(有)港南設備	稲荷 982-4487
	1(土)	佐伯工業所	灘町 983-1244
	2(日)	(株)佐々木工業所	湊町 983-0450

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350

9月議会

傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

9月市議会定例会の日程

月	日	内 容
9	8(木)	本会議 議案上程、提案理由の説明
	13(火)	“ ①議案質疑、委員会付託 ②陳情委員会付託
	15(木)	“ 一般質問
	16(金)	委員会 各常任委員会
	20(火)	“ “
	28(水)	本会議 ①委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他 (閉会)

■お問い合わせ 議会事務局（内線606・607）へ。

**退職された方は
国民年金加入(種別変更)の手続きを!**

国民年金の加入者は、職業などに応じて、第1号・第2号・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入されていた方は、第2号被保険者でしたが、退職にともない被保険者の「種別」が変わりますので、国民年金の種別変更届が必要となります。

退職したら、すぐに加入(種別変更)の手続きをしてください。

- 第1号被保険者
自営業、農林漁業、学生、無職等の方
- 第2号被保険者
サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

○退職して自営業や無職(求職中)になった方は、第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

○退職して第2号被保険者である配偶者に扶養されることになった

市民生活課(内線536)

の方は、第3号被保険者になります。

○第1号被保険者の方は、月額13,580円(平成17年度)の保険料の納付が必要です。なお、所得の減少や失業等によって保険料の納付が困難な方は、「国民年金保険料免除申請」「若年者(30歳未満)納付猶予申請」ができます。失業の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」の写しが必要です。

詳しくは、市役所年金係又は松山西社会保険事務所(☎925-15105)へお問い合わせください。



= 市内の交通事故状況 =

(7月末日現在)

	7月	累計	前年比
発生	28件	157件	- 3件
死者	0人	6人	+ 4人
傷者	38人	200人	+ 2人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(7月中)

	発生	累計	前年比
侵入盗	4件	36件	-15件
自動車盗	0件	3件	- 5件
オートバイ盗	1件	16件	+ 2件
自転車盗	16件	54件	- 4件
車上ねらい	3件	36件	- 2件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

9月21日(水)~30日(金)

秋の全国交通安全運動

— ゆずりあい 愛媛のやさしさ 映す道 —

秋の交通法令講習会のご案内

交通事故防止のため、運転免許を持っている方はぜひ受講しましょう!

■日時 下記のとおり。19時30分~

月	日	場 所	対象地区
9	15(木)	伊予市市民会館	郡中地区
	16(金)	北山崎小学校	中村地区
	20(火)	南山崎小学校	大平地区
	22(木)	伊予小学校	上野地区
	29(木)	中山小学校	中山地区
10	4(火)	ふたみ基幹集落センター	上灘地区
	5(水)	下灘コミュニティセンター	下灘地区
	6(木)	伊予警察署	全地区

■お問い合わせ

伊予交通安全協会(☎982-0110)へ。

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています
救える命を救いたい――

伊予消防署 ☎ 982-0657



事故や病気が突然やってきます。そんな時、あなたならどうしますか？
119番通報で救急車が到着するまでの所要時間は、全国平均で約6分間。この間に、適切な応急手当ができていたら…。たかが6分しかし、この6分が傷病者の生命を大きく左右することになります。
人は、心臓が停止してから3分間放置しただけで、死亡率が実に50%となり、6分後にはさらに高率となります。傷病者を救命するには、バイスタンダー（その場に居合わせた人の）手当が不可欠です。
傷病者が発生した場合、バイスタンダーが手当を正しく速やかに行えば、傷病者の救命率が向上し、傷病治療の経過にも良い影響を与えることは、医学的に見ても明らかです。

かです。実際の救急現場においても、バイスタンダーが手当を行い救急隊に引継ぎ、尊い命が救われた事例が多く報告されています。
いざ、緊急の事態に遭遇した場合、適切な手当が実施できるよう、日ごろから手当に関する知識と技術を学び、身につけておきましょう。
一分、一秒、それは「救える命」を救うためのかけがえのない貴重な時間です。

消防署では、「救命講習会」を行っています。受講を希望される方は、お近くの消防署、出張所までご連絡ください。

- 伊予消防署 ☎ 982-0657
- 中山出張所 ☎ 967-1171
- 双海出張所 ☎ 986-0074

住宅用防災警報器等の悪質な訪問販売にご注意ください

最近、消防職員を装って訪問し、住宅用防災警報器などを不当に高い価格で販売する業者が出回っています。消防署が直接販売したり、業者に販売を委託したりすることはありませんので、ご注意ください。



皆さん、ご存じですか？
救急救命士！

救急隊員は、救命処置を実施するため、傷病者の状態を速やかに把握し、施すべき応急処置の方針を決定しなければなりません。そのためには、バイタルサイン（生命徴候）を観察したり、今どこが痛いのか？どんな状況で事故が起きたのか？病気になったのか？を見極める確かな眼。すなわち、救急医学の知識と技術が要求されるわけです。

- 平成3年から救急現場と搬送中の応急処置の充実を図るため、救急救命士制度が導入されるとともに、救急隊員が行う応急処置の範囲も広がりました。具体的には心肺停止傷病者に対して、
- ①医師の直接的な指示を待つことなく除細動（電気ショック）を行える。
 - ②乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液を行える。

③気管チューブ、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク等による気道確保を行える。

今、この時間も、救急救命士、救急隊員は、医学知識・技術を磨き上げ、市内のどこかで救命率の向上をめざしてがんばっています。



▲半自動式除細動器

■伊予市管内の火災と救急出場件数（7月末日現在）

種別	7月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	12	2	2
	1			2	2	2
				16		
救急出場 件数	124	13	23	842	120	152
	160			1,114		

☎ **火災・救急 → 119**
火災救急病院 案内 982-5959